

三重県環境管理マニュアル		章	4. 5
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	点検（監視及び測定、遵守評価）（ <u>第 23 版</u> ）	改定日	<u>平成 23 年 9 月 30 日</u>

4.5 点検

4.5.1 監視及び測定、4.5.2 遵守評価

組織は、環境に著しい影響を及ぼす可能性がある事務事業活動の主要な特性を定期的に監視・測定し、法的要求事項との適合性を評価することを含め環境マネジメントシステムの適合性を検証する手順を定め、維持する。

(1) 監視・測定項目の特定

監視・測定する項目は、次の事項を対象とする。

- ア 環境目的・目標の達成度を示す項目
- イ 法的要求事項の遵守状況を示す項目

(2) 環境目的・目標の達成度

- ア 室長等・事務所長等は、環境目的・目標等の達成状況について、率先実行取組の職員との対話等内部コミュニケーションにより確認し、環境推進員は、「年度末レポート」を翌年度の5月中旬に作成し、室長等・事務所長等の確認を得て、総括環境推進員に提出する。様式については、「環境マネジメントハンドブック」によるもののほか事務局が別途指定する。
- イ 総括環境推進員は、「年度末レポート」について所管の事務所等を含め部内取りまとめのうえ、環境管理者の承認を得る。
- ウ 環境推進員は、「年度末レポート」を ISO サーバに登録する。
- エ 事務局は、翌年度に、環境目的・目標等の達成状況について、環境管理責任者に報告する。

(3) 法的要求事項の遵守状況

- ア 環境推進員は、法規制等の遵守状況について、「環境法規制調査兼確認書」に6カ月に1回（10月下旬、翌年度の5月中旬）記録し、室長等・事務所長等の確認を得るとともに、ISO サーバに登録する。
- イ 総括環境推進員は、「環境法規制調査兼確認書」について翌年度に所管の事務所等を含め部内取りまとめのうえ、環境管理者の承認を得る。
- ウ 事務局は、翌年度に法規制等の遵守状況について、環境管理責任者に報告する。

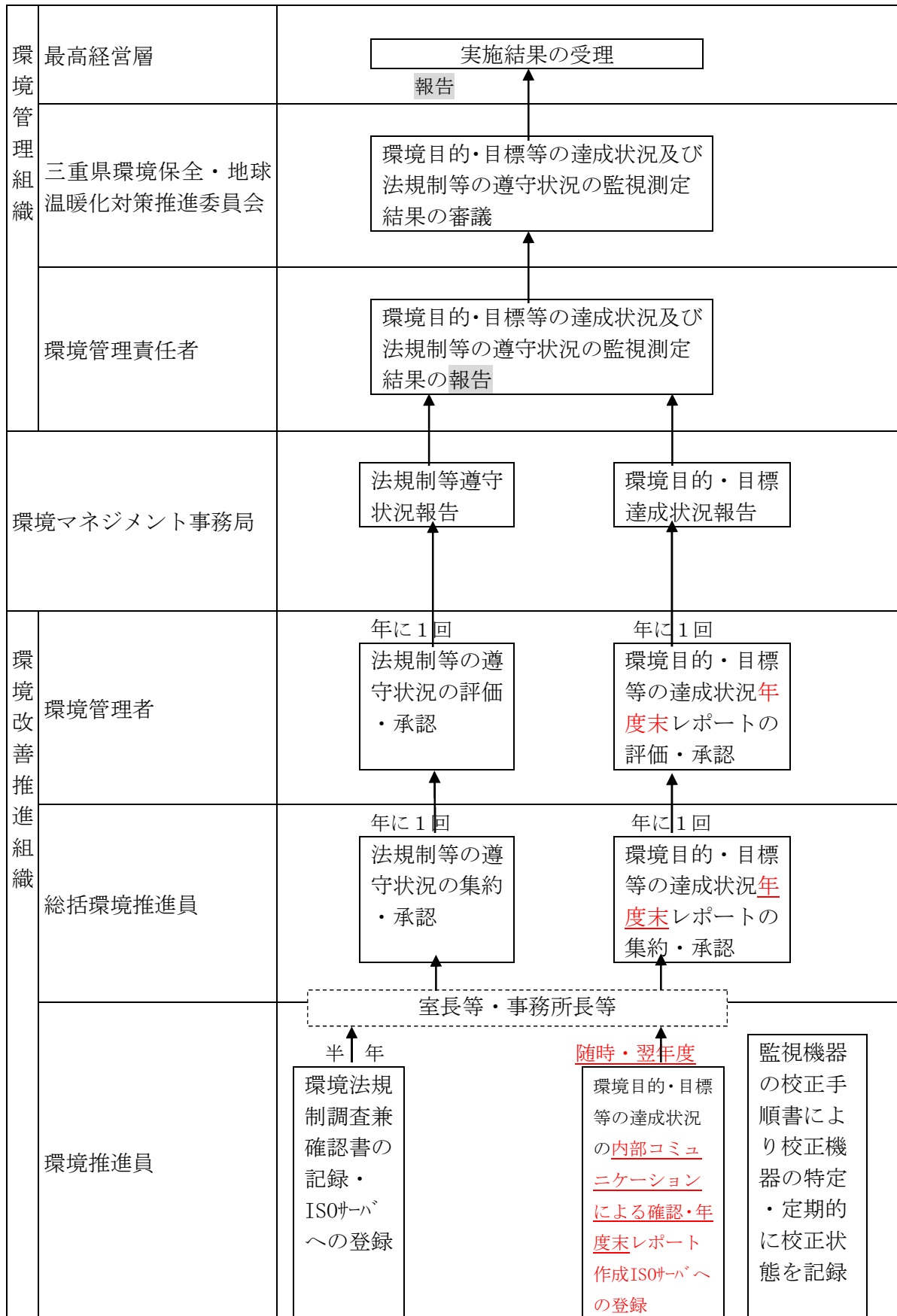
(4) 監視及び測定結果の審議等

環境管理責任者は代表して、環境目的・目標等の達成状況及び法的要求事項の遵守状況について監視及び測定した結果を、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会に付議した後、最高経営層に報告する。

(5) 監視・測定機器の校正・検証

監視測定に使用する計測機器を有する室等・事務所長等の環境推進員は、監視機器の校正手順書により、担当職員に指示して定期的に校正状態を記録し管理するとともに、定期的に検証を行い、その記録を保管する。

監視測定フロー



(注) 網掛け部分は、環境管理責任者、事務局において対応する。